

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	鶴岡 菊男	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3683		事務事業名称	音・振動環境対策事業					短縮コード	経常	3683	臨時	3684
予算区分	会計	01	一般会計	款	04	衛生費	項	01	保健衛生費	目	04	公害対策費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他					根拠法令等	環境基本法、騒音規制法、振動規制法、八千代市公害防止条例						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
○騒音規制法、振動規制法の制定をきっかけに、昭和43年から開始													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 ○都市化に伴う自動車交通量の増大、住宅の過密化、人々の生活スタイルの変化に伴う深夜営業等により、騒音、振動レベルが高くなっている。今後も、人々のより快適環境を求める意識の高まりにより、騒音、振動対策への要望は一層強くなると思われる。						総合計画の施策体系	5本の柱（章）	03	安全・環境共生都市をめざして				
							大項目（節）	03	環境・衛生				
							中 項 目	01	環境との共生				
							小項目（施策）	01	環境汚染の防止と対策				
							細 項 目	01	環境監視体制の強化				
03	公害防止対策の充実												
実施計画の計画事業													
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		平成11年4月 ～ 平成20年3月		計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	騒音、振動を発生させている事業者、市民						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ・法律、条例で規定する特定施設などの届出審査，防止対策指導 ・特定建設作業の届出審査，防止対策指導 ・各種騒音，振動の測定（道路交通，事業所，深夜営業，拡声機等） ・開発行為，各種事業における審査，防止対策指導 ・苦情処理						
	※平成19年度に計画していること： 18年度と同様						
意図 （何を狙っているのか）	騒音・振動の発生を未然に防止する。基準を超える騒音・振動発生源に対し，騒音・振動の低減を図る。						
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	騒音・振動の発生源（交通機関、事業所、建設作業、家庭等）からの騒音・振動が基準以内にあり、市民の生活環境と健康が保全されている状態にする。						
区 分			単位	17年度	18年度		19年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	騒音、振動を発生する事業者、市民の数	人				
	指標2						
	指標3						
活動指標	指標1	特定施設、特定建設作業の届出審査・防止対策指導の数	件	163	100	173	100
	指標2	騒音、振動の測定数	回	8	10	7	10
	指標3	苦情処理数	件	47	50	55	50
成果指標	指標1	特定施設、特定建設作業の届出審査・防止対策策指導の数	件	163	100	173	100
	指標2	騒音、振動の測定数	回	8	10	7	10
	指標3	苦情処理数	件	47	50	55	50
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード	3683	事務事業名称	音・振動環境対策事業				所属名	環境保全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			当該事業は、法律、条例に基づく発生源の指導、対策を行うもので、その事業内容は公共性が高く測定技術の精度も高くなければならない。 職員の測定技術・知識の専門性を高める。 特定施設のパソコンによる台帳化による騒音・振動の基礎資料の整理。			
		☒ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			当該事務事業は、感覚的な問題が多いために成果の評価が困難であるが、職員の測定技術の向上や測定機器の整備が成果向上には欠かせない。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☒		
			不 変	☐	☐	☐		
低 下	☐		☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
○市議会において、大規模小売店の出店に対する営業騒音・道路交通騒音対策，自衛隊航空機騒音対策を求める意見があった。市民からは，カラオケ，深夜営業，事業所，拡声機，建設工事，道路交通，航空機等から発生する騒音，事業所，建設工事，道路交通等から発生する振動について苦情が寄せられている。市内事業所から，国際標準化機構の I S Oを取得する為に騒音・振動対策の相談が増加している。									

所属長コメント	騒音・振動は工場・建設作業・交通機関などから発生するものと，市民の日常生活から発生する飲食店の深夜営業騒音，自動車移動販売による拡声器騒音，一般家庭からのピアノ，クーラーの室外機，ペットのなき声の近隣騒音まで問題になります。 平成18年度の公害紛争処理法による苦情件数は176件（大気汚染21件，水質汚濁24件，騒音振動55件，悪臭76件）で騒音振動は，年々増加しております。 本市の取り組みは，道路交通騒音については，環境基準が設定されている国道・県道5路線を毎年民間業者に測定委託し実態の把握をしており，いつ苦情がきても対応可能であります。 一方，市民の日常生活から発生する様々な騒音苦情については，今後も増加が予想されるため騒音機器の整備と職員の測定技術の習得が大きな課題であります。								
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続			経費の増加について検証し推進すべき。					
	☒ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									